

UIターンによる 宮城県への就業・起業を希望する皆さまへ

移住支援金 のご案内

東京圏から宮城県に移住された方に
支援金を支給します！

東京23区の
在住・通勤要件

直近5年→通算5年
に緩和！

世帯移住で **100 万円**

単身移住で **60 万円**

対象者及び要件

- 現在、東京23区に在住している方または通勤している方（**通算5年以上かつ直近1年以上**）
- 宮城県に転入する方
- 「みやぎ移住ガイド」に掲載されている対象求人に新規就業する方
又は「みやぎUIターン起業支援補助金」の交付決定を受けた方
- 「みやぎ移住サポートセンター」に登録している方

（※詳細は裏面をご覧ください）



移住支援金を受けるには、**みやぎ移住サポートセンターへの登録**
が必要です。

登録はこちらから

みやぎ移住サポートセンター

みやぎ移住ガイド



みやぎ移住サポートセンターは、宮城県の「仕事」「住まい」「暮らし」など、様々なご相談やお悩みに専門の相談員がお応えする、ワンストップの移住・相談窓口です。

- 所在地 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8F（ふるさと回帰支援センター内）
- 利用時間 10：00～18：00（火～日曜日）※月曜日、祝日、夏期休暇、年末年始は休業
- 電話 090-1559-4714（相談員直通）
- E-mail miyagi@furusatokaiki.net
- アクセス

JR山手線・京浜東北線 有楽町駅（京橋口・中央口）徒歩1分／
有楽町線 有楽町駅（D8）徒歩1分／
有楽町線 銀座一丁目駅（2番）徒歩1分／
丸ノ内線 銀座駅（C9）徒歩3分／銀座線 銀座駅（C9）徒歩3分／
日比谷線 銀座駅（C9）徒歩3分／
千代田線 日比谷駅（D8）徒歩8分／
都営三田線 日比谷駅（D8）徒歩5分



移住支援金の対象

次の①～④すべてに該当する方が対象となります

①【移住元】

現在、東京23区に在住している方又は通勤している方
(通算5年以上かつ直近1年以上)

■対象者：以下のいずれにも該当する方

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏^(※1)に在住し、東京23区内への通勤^(※2)をしていた。
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏^(※1)に在住し、東京23区内への通勤をしていた。

※1…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。ただし、離島などの条件不利地域以外。
※2…雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

②【移住先】

宮城県に転入する方

■申請要件：以下の要件を満たすことが必要になります。

- ・転入後3ヶ月以上1年以内の申請であること
- ・申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること 等

③【就業・起業】

「みやぎ移住ガイド」に掲載されている対象求人へ新規就業した方又は「みやぎUIターン起業支援補助金」の交付決定を受けた方

<就業の場合>

■対象者：「みやぎ移住ガイド」に掲載されている移住支援金対象求人（週20時間以上の無期雇用契約）に新規就業した方

■申請要件：就業後3ヶ月以上経過していること

※県内の対象求人へ新規就業し、他県に居住する場合については、支給要件が異なることがありますので、移住先の県又は市町村に直接お問い合わせください。

<起業の場合>

■対象者：「みやぎUIターン起業支援補助金」の交付決定を受けた方

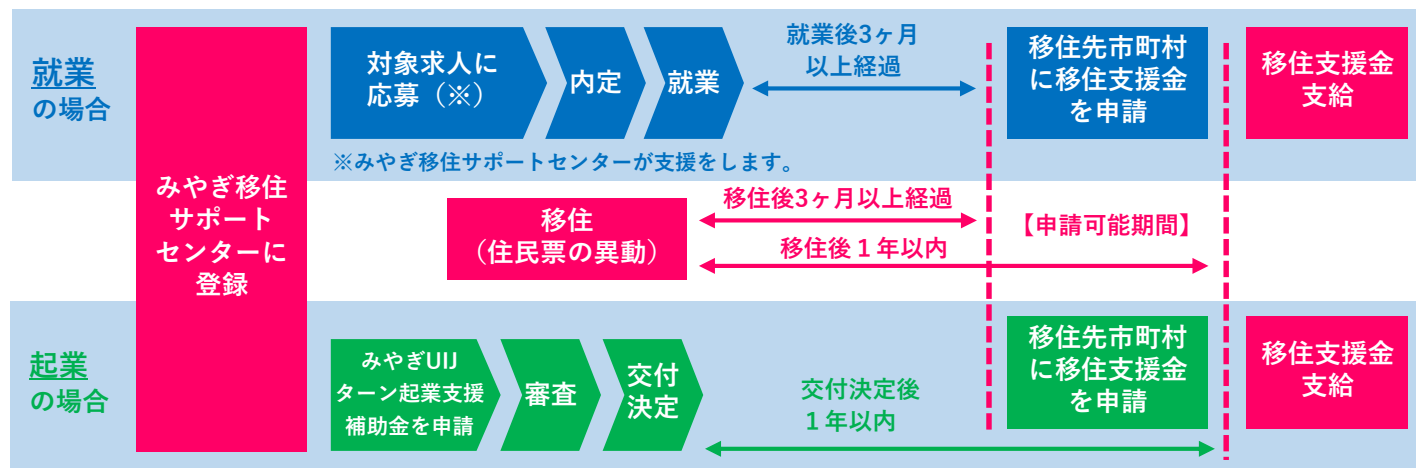
■申請要件：交付決定を受けてから1年以内であること

※「みやぎUIターン起業支援補助金」とは
東京圏から宮城県内に移住し、地域の課題に対して「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって取り組む社会的事業の起業に対する支援制度で、最大で200万円が交付されます。

④【登録】

「みやぎ移住サポートセンター」に登録している方

移住支援金交付までの流れ（例）



お問い合わせ

◆移住・就業の相談や支援金の制度について

みやぎ移住サポートセンター（営業時間：10時～18時 月・祝定休）

電話：090-1559-4714

メール：miyagi@furusatokaiki.net

◆移住支援金について

宮城県震災復興・企画部地域復興支援課

電話：022-211-2454

◆みやぎUIターン起業支援補助金について

みやぎ創業サポートセンター

電話：022-352-8850